

## 議 事 の 大 要

- 委員長 定刻となりましたので、只今より令和4年第4回東久留米市選挙管理委員会臨時会を開催いたします。本日の議案は、議案第20号「令和4年7月10日執行参議院議員選挙における当日有権者数について」、議案第21号「東久留米市議会議員及び東久留米市長における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正」及び「その他」でございます。
- 委員長 初めに日程1. 議案第20号「令和4年7月10日執行参議院議員選挙における当日有権者数について」事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第20号についてご説明いたします。  
令和4年6月21日現在の選挙人名簿登録者数は(在外選挙人名簿登録者数を含めて)男47,468名、女51,007名 計98,475名でした。  
本日において選挙当日選挙権を有しない者の数は(在外選挙人名簿登録者数を含めて)男222名、女208名 計430名であり、その結果、令和4年7月10日現在における選挙人名簿登録者数は男47,246名 女 50,799名 計98,045名となります。  
提案理由につきましては、令和4年7月10日執行参議院議員選挙の当日有権者数を確定するためでございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 委員長 説明が終わりました。只今の説明について、ご意見等はございませんか。
- 委員 新聞報道等に目にする数字は、先ほどの説明の当日有権者数総計の数字となりますか。
- 事務局 お見込みのとおりとなります。
- 委員 先ほどの説明の当日有権者数総計の数字は、在外選挙人名簿登録者数の数字を含んだものになりますか。
- 事務局 お見込みのとおりとなります
- 各委員 その他、ご質問ございますか。
- 委員 意見なし。
- 委員長 よろしいですか。
- 各委員 全員承認
- 委員長 議案第21号「東久留米市議会議員及び東久留米市長における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正」事務局からの説明を求めます。
- 事務局 それでは、日程第2、議案第21号「東久留米市議会議員及び東

久留米市長における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正」について説明します。

最近における物価の変動及び消費税増税(8%から10%)に鑑み、国会議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する各経費の限度額について引き上げる旨の公職選挙法施行令の改正が行われました。

この改正に合わせ、本市においても東久留米市議会議員及び東久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例において規定している選挙運動用の自動車の使用、ビラ作成及びポスター作成に係る公営に要する経費の限度額について、公職選挙法施行令の改定額に準じて、別紙のとおり改正を行うために、市長部局に条例改正を依頼するものです。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。只今の説明について、ご意見等はございませんか。

委員 意見なし。

委員長 よろしいですか。

各委員 全員承認

委員長 では日程3. その他に移りたいと思います。何かございますでしょうか。

各委員 なし

委員長 無いようでしたら、これで閉会とさせていただきます。